

農業水利施設の緊急対策〈公共〉

【平成31年度予算概算決定額（農業農村整備事業）51,072百万円の内数、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数】
 （平成30年度第2次補正予算額（農業農村整備事業）51,072百万円の内数、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数）

〈対策のポイント〉

北海道胆振東部地震等を踏まえ、農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行った結果、早急な対応が必要な施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な改修・更新等を実施します。

〈政策目標〉

非常時における農業水利施設の機能確保（1,000地区〔平成32年度まで〕）

〈事業の内容〉

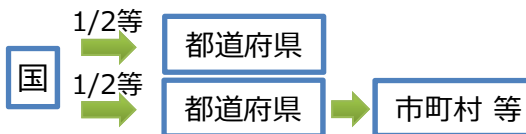
農業水利施設等の防災・減災、国土強靱化対策

重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、非常時において施設機能を維持するために必要な計画の策定、計画に基づく資機材の整備及び管理設備や電気設備等の農業水利施設に付帯する設備の整備、耐水対策、これらに併せて行う整備補修、耐震化等を実施します。

〈実施事業〉

- (1) 農業農村整備事業
- (2) 農山漁村地域整備交付金

〈事業の流れ〉



※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等

〈事業イメージ〉

背景（重要インフラの緊急点検）

被災状況（平成30年北海道胆振東部地震等）

ダム洪水吐の被災（厚真ダム）
平成30年北海道胆振東部地震

パイプラインの損壊
平成30年北海道胆振東部地震

揚水機場の損壊
平成30年7月豪雨

水路の損壊
平成30年台風21号

農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を実施

緊急点検結果

耐震照査の結果、橋脚部が耐震不足であることが判明

頭首工の設備の劣化により操作不能となる恐れ

➡ 耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れのある農業水利施設を確認

対策イメージ

行動計画の策定

非常時行動計画の策定

管理設備等の更新

水管理施設の更新

非常時電源の確保

非常用電源設備の設置

耐水対策の整備

耐水扉の設置

水路改修

改修後の排水路

施設の耐震化

耐震化後の頭首工堰柱

ため池の緊急対策 <公共>

【平成31年度予算概算決定額（農業農村整備事業） 51,072 百万円の内数】
 【平成30年度第2次補正予算額（農業農村整備事業） 51,072 百万円の内数】

<対策のポイント>

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、農地の被害を防止するとともに、**非常時にも機能や下流の安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施**します。

<政策目標>

下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池における機能や安全性の確保（約1,000カ所（見込み） [平成32年度まで] ）

<事業の内容>

全国のため池を緊急点検するとともに、**ため池対策検討チーム**を立ち上げ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある、**防災重点ため池の選定基準等**を見直しました。これらを踏まえ、**対策の優先度が高い防災重点ため池の改修、利用されていないため池の統廃合等**を実施します。

- ① 豪雨による決壊の防止や耐震性向上のための**ため池の改修等必要な対策を一体的に実施**します。
- ② 利用されていないため池等を対象として、**ため池の統廃合や必要となる代替水源の整備を定額で支援**します。
- ③ ため池の状況を速やかに把握するための**監視カメラや水位計等の管理施設の整備を定額で支援**します。
- ④ ため池の改修等を進めるために必要な**耐震性調査や実施計画策定、ため池の諸元等の詳細情報として浸水想定区域図やため池マップの作成を定額で支援**します。

<事業イメージ>



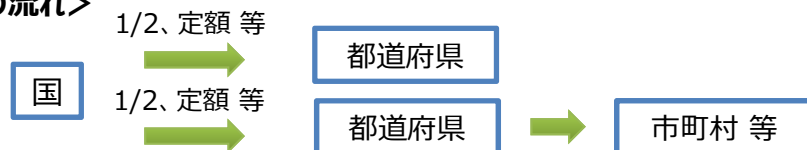
ため池の整備



ため池の統廃合



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

海岸堤防等の緊急対策 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 (海岸事業) 500百万円 (農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数]
 (平成30年度第2次補正予算額 (海岸事業) 500百万円 (農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数)

<対策のポイント>

平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震など近年の災害の特徴を踏まえ実施した**重要インフラの緊急点検結果等**を受け、**防災・減災、国土強靱化のための緊急的な対策を実施**します。

<政策目標>

重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて、今後3ヶ年で**防災・減災、国土強靱化対策**を推進

<事業の内容>

- 重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または災害リスクが高く重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さ、消波機能又は耐震機能が不足し早急に対策の効果があげられる緊急性の高い地区において、高潮・津波対策並びに耐震対策等を実施します。

<事業イメージ>

高潮対策



台風時の越波状況



消波ブロックの設置や堤防嵩上げによる越波の防止

耐震対策

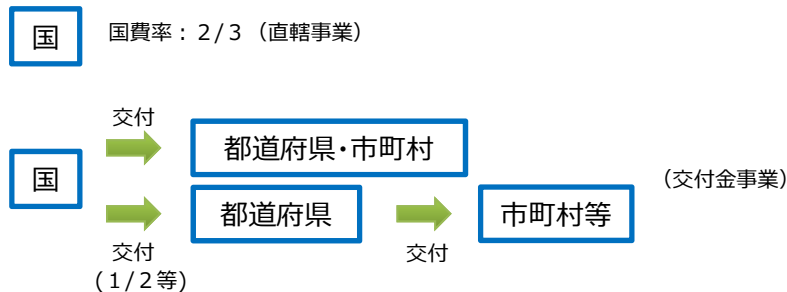


堤体の液状化



鋼矢板打設による耐震対策

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)

直轄海岸保全施設整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 3,341 (3,289) 百万円】
〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 3,841 百万円〕

<対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
約37% [平成26年度末] →約57% [平成32年度末]

<事業の内容>

1. 海岸法第6条第1項による直轄工事

主務大臣は、以下に掲げる条件のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代って自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができます。

2. 直轄工事の該当条件

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事について

- 規模が著しく大
- 高度の技術を必要
- 高度の機械力を必要
- 都府県の区域の境界に係る

<事業実施主体>

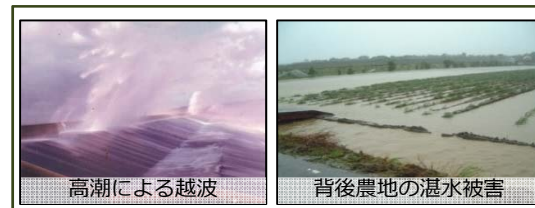
国（国費率：2 / 3等）

<事業イメージ>

○海抜ゼロメートル地帯における高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため海岸堤防等の整備を推進しています。

○大規模地震等を想定した耐震化対策
東日本大震災等で堤防が被災した教訓を活かし、大規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が確保できるよう耐震化対策を推進しています。

被害の状況



代表的な整備



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2199）

海岸保全施設整備事業（補助） <公共>

【平成31年度予算概算決定額 220（-）百万円】

<対策のポイント>

津波や高潮による壊滅的な被害を回避するため、**他事業と連携して計画的・集中的に海岸保全施設等の整備を実施**します。

<政策目標>

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末）】

<事業の内容>

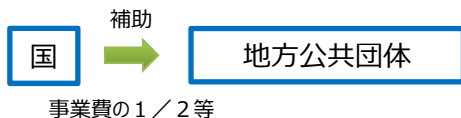
- 大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に**河川事業等と連携して行う対策を計画的・集中的に実施する「海岸保全施設整備連携事業（補助）」を創設**します。
- 河川事業等と一体となって計画的・集中的に海岸保全施設整備を行うことで、津波や高潮による壊滅的な被害を回避します。

<対象となる地域>

◆ 次の①～③に該当する地域

- ① 南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクが高い地域またはゼロメートル地帯等の高潮により大きな被害が発生するおそれの高い地域
- ② 重要な背後地を抱え、津波や高潮によって深刻な被害が想定される地域
- ③ 近接する河川事業等と連携して背後地を守る一体的な計画を策定する地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○高潮対策

浸水被害のリスクの高いゼロメートル地帯を中心に**河川事業等と連携**して、農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため**海岸堤防等の整備を推進**しています。

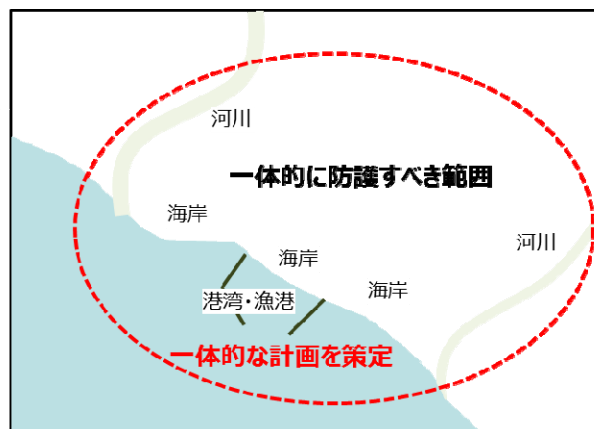
○耐震化対策

東日本大震災で堤防が被災した教訓を活かし、大規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が確保できるよう**耐震化対策を河川事業等と連携して推進**しています。

被害の状況



事業実施イメージ図



代表的な整備



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2199）

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）〈公共〉

【平成31年度予算概算決定額 8,303（8,163）百万円】

〈対策のポイント〉

わが国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすく、**毎年多くの災害**が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設）は、**被災した農地・農業用施設の早期復旧**を行い、**農業生産活動の維持と農業経営の安定**を図り、さらには**国土の保全及び農村地域の安定性を向上**させることを目的としています。

〈政策目標〉

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

〈事業の内容〉

1. 災害復旧事業

7,790（7,913）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を実施します。また、災害発生後の被害状況把握から災害復旧事業の申請までに要する調査・設計に係る費用を支援します。

2. 災害関連事業

513（250）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強、及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

〈事業の流れ〉



※ 農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

〈事業イメージ〉

農業施設災害復旧事業

1. 被災した農地・農業用施設の早期復旧

● 畦畔の復旧例



● 決壊したため池の復旧例



● 水路の復旧例



農業施設災害関連事業

1. 再度災害防止のための施設改築・補強等

● 復旧と併せた区画整備例



● 復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



● 農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例

